

世帯状況 簡易チェック表

※同居している世帯員について、該当する□にチェックしてください。
(提出してもらう添付書類の確認の参考とします)

世帯構成員 (続柄)	世帯の状況		
父	<input type="checkbox"/> 就労(被雇用者) <input type="checkbox"/> 就労(自営業) <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他		
母	<input type="checkbox"/> 就労(被雇用者) <input type="checkbox"/> 就労(自営業) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他		
祖父	<input type="checkbox"/> 65歳未満 (65歳未満の場合)	<input type="checkbox"/> 65歳以上	<input type="checkbox"/> 同居していない
	<input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 就労(被雇用者) <input type="checkbox"/> 就労(自営業) <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他		
祖母	<input type="checkbox"/> 65歳未満 (65歳未満の場合)	<input type="checkbox"/> 65歳以上	<input type="checkbox"/> 同居していない
	<input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 就労(被雇用者) <input type="checkbox"/> 就労(自営業) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他		

※同居しているおじやおば、65歳以上の祖父母などについては、原則添付書類等の提出は必要ありません。

注意事項

※ご確認ください！！

- 申込み後に名字・住所・家族構成・支給認定(保育を必要とする理由)等に変更があった場合は、速やかに子育て推進課までご連絡ください。
- 支給認定や利用調整の段階で、確認や必要書類が必要になった場合は、連絡をさしあげることがあります。日中つながる連絡先を必ず申請書に記入してください。

その他ご不明な点があればお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先：新庄市子育て推進課保育推進室
0233-29-5812



令和5年度 新庄市保育所入所案内



※この案内には、お子さんの認可保育所への入所や支給認定に関して、必要な手続きや提出書類などの重要なことを記載しています。
必ずお読みいただいたうえでお申込みください。

1. 支給認定について

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

この新制度では、保育の利用を希望する場合、入所の申込みの他に「保育の必要性」の認定(支給認定)を受ける必要があります。この支給認定の申請を入所申込と併せて行い、お子さんの年齢や保育の必要性に応じた「支給認定証」が、後日市から交付されます。

支給認定は、年齢に応じて「2号認定」または「3号認定」に区分されます。また、保育の必要量に応じて、「保育標準時間」・「保育短時間」に分類されます。

認定区分	利用可能な施設	年齢区分	保育時間	対象となる方	利用時間
1号認定	新制度へ移行した幼稚園など	3~5歳	教育標準時間	教育希望の場合	標準4時間
2号認定	保育所 小規模保育施設	3~5歳	保育短時間	保育の必要性が ある場合	最長8時間
			保育標準時間		最長11時間
3号認定	認定こども園	0~2歳	保育短時間		最長8時間
			保育標準時間		最長11時間

※在園中に満3歳になった時点で、保育認定は自動的に2号に切り替わります。

2. 保育時間について

保育所を利用できる時間については、「保育短時間」・「保育標準時間」のどちらの区分で認定されているかによって異なります。

原則として、就労などの「保育を必要とする理由」の時間が保育時間となり、下記の認定時間は、最長で利用することのできる保育時間です。

< 保育短時間 >…通常保育時間(8:30~16:30)の8時間を利用可能な時間帯

< 保育標準時間 >…通常保育時間を含む最長11時間を利用可能な時間帯

※ 認定されている保育時間を超えて保育所を利用することもできますが、保育料の他に「延長保育料」が加算されます。延長保育が利用できる時間帯は、各保育所の開所時間により異なりますのでご注意ください。

3. 支給認定申請及び入所申込みについて

(1) 対象者 (①～③全ての条件を満たす場合に申込みができます。)

①保護者及び児童が新庄市に住民登録をしている方

- ※新庄市へ転入予定の方は保育所入所日まで必ず住民登録を行ってください。
- ※単身赴任や別居等の理由により住民登録が無い場合は、窓口までご相談ください。

②お子さんが対象年齢に達する方

- ※月途中で対象年齢に達する場合、達した日より入所となります。

③保護者が下記の保育を必要とする理由で家庭での保育ができない方

- ※父母について、「保育を必要とする理由等一覧表」を確認し、必要な添付書類を提出してください。
- ※同居の祖父母(65歳未満)が下記の理由に該当する場合は、併せて添付書類も提出してください。(提出のない場合、祖父母が保育できるものと判断し利用調整します。)
- ※**注意※** 現在育児休業中の場合は、入所月中に職場復帰される方のみ対象となります。

保育を必要とする理由等一覧

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働など)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- その他、上記の類する状態として市町村が認める場合

(2) 必要書類 (書類は市役所子育て推進課⑤番窓口にて配布しています。)

①子どものための教育・保育給付に係る支給認定(変更)申請書兼入所申込書

- ※お子さん一人につき1部提出が必要です。
- (記入に際して別添の「記入上の注意」「記入例」をご覧ください。)

②保育が必要であることを証明する添付書類(別添「保育を必要とする理由等一覧表」参照)

- ※添付書類は世帯状況により異なる場合がありますので、窓口にてご確認ください。
- ※必要書類が全て揃っていない・内容が確認できない場合は受付できません。
- ※郵送・FAX・電話・メール等での申込みはできません。

4. 申込期間・申込み場所

- 申込み期間** 毎月10日(土・日・祝日の場合はその前日)
※入所の選考は先着順ではございません。
※添付書類の就労証明や診断書などは事業所や医師から記入していただく場合があり、作成に時間を要する場合があります。日程に余裕をもってお越しください。
- 申込み場所** 新庄市子育て推進課 保育推進室(⑤番窓口)
- 対象施設** 別紙の「新庄市児童福祉施設一覧」をご参照ください。
- 問い合わせ** 0233-29-5812

5. 保育料について

令和元年10月1日より、主に3歳から5歳までの保育施設を利用する子どもの利用料が無償化されました。0歳児から2歳児までについては、世帯の市町村民税額により保育料を徴収させていただきます。

(1) 0歳児クラスから2歳児クラスまでの保育料算定の基礎について

- ①世帯の市町村民税額を基に所得階層を判定し、保育料を決定します。
- ②世帯の市町村民税額とは、保育を受けている子どもと生計を一にしている『保護者(父・母)』の税額を合算した額をいいます。
- ③保護者の収入や扶養等の状況により、同居の『祖父母等(扶養義務者で家計の主宰者である場合に限り。)]の市町村民税額も合算して所得階層を判定する場合があります。
- ④市町村民税所得割額は、調整控除と税額調整措置額のみを適用します。
(※住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当・外国税額控除等の各種『税額控除』は適用されません。)
- ⑤入所した年度の初日の年齢で算定します。
例：2歳で入所し、その年度中に3歳となっても保育料の変更は行われません。
- ⑥保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の違いによって、同一の所得階層でも、保育料に差があります。

(2) 保育料の切り替えについて

保育料の算定基準となる市町村民税額の対象年度は、4月から8月までは前年度の市町村民税額、9月から翌年3月まではその年度の市町村民税額を基準とします。
※保育料の試算については、別添の令和5年度新庄市保育所徴収基準額表をご覧ください。

※副食費について

3歳児クラス以上については、副食費(おかず・おやつ代)を徴収させていただきます。ただし、保育料算定による利用者負担額の区分等により、副食費が免除される場合があります。なお、0歳児クラスから2歳児クラスまでの副食費については、保育料に含まれることとなるため、徴収はありません。